

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体の条例に基づく個人番号の独自利用事務においても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったことに対応するため、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。